

○ 各種事務事業の取扱い——福祉（障害者福祉）

細目	新潟市	黒埼町	調整方針案
生活援護	1.家庭奉仕員の派遣 1・2級、3級の一部等の障害者のいる世帯で必要とする場合に派遣 2.在宅身体障害者デイサービス事業 施設に通所して自立等を図る（有明福祉会館など）	1.ホームヘルパーの派遣 在宅障害者のいる世帯で必要とする場合に派遣 2.黒埼荘でのデイサービス事業	新潟市の制度を適用する。ただし、合併時の黒埼町の利用者は、当分の間、現行のとおりとする。
	巡回入浴車の派遣 重度障害者で、常時介護を要し入浴困難な人に派遣	制度なし	黒埼町においても適用する。
	盲人ガイドヘルパー派遣 対象者が社会生活上外出等必要なときに派遣	制度なし	黒埼町においても適用する。
	身体障害者ガイドヘルパー派遣 対象者が外出時に付添人が必要な場合に派遣	制度なし	黒埼町においても適用する。
	住宅リフォーム助成事業 重度身体障害者のいる市民税非課税世帯等に助成 (助成額) 改造費の80%で48万円限度	制度なし	黒埼町においても適用する。
	住宅整備資金貸付 障害者の専用居室等の新增改築等の資金を貸付	制度なし	黒埼町においても適用する。
	自動車燃料費助成 対象障害者が自己所有自動車の運行に伴う使用燃料費の一部を助成 年間限度額 25,920円	制度なし	黒埼町においても適用する。
	車いす障害者健康診査 常時車いすを使用する18歳以上の在宅障害者に実施	制度なし	黒埼町においても適用する。
	重度身体障害者訪問看護療養費助成 1回につき 250円	制度なし	黒埼町においても適用する。
	心身障害者(児)交通費助成 必要な交通費の半額	心身障害者(児)交通費助成 月額 2,200円	新潟市の制度を適用する。

○ 各種事務事業の取扱い——福祉（障害者福祉）

細目	新潟市	黒埼町	調整方針案
生活援護	心身障害者福祉タクシー利用料金助成 ①福祉タクシー利用料金助成 年48枚助成 ②リフト付タクシー利用料金助成 差額助成	心身障害者福祉タクシー利用料金助成 ①福祉タクシー利用料金助成 年24枚助成 ②制度なし	新潟市の制度を適用する。
手当・共済	重度心身障害者福祉手当 ア.障害児福祉手当・経過的福祉手当受給者 月額 1,000円 イ.障害年金、特別障害者手当等受けられない人 月額 2,000円	制度なし	黒埼町においても適用する。
	制度なし	心身障害者扶養共済制度掛金の補助 減免（県事業）後の1口目の掛け金の1/2を補助	合併時の黒埼町の対象者は当分の間、現行のとおりとする。ただし、黒埼町の現制度を踏まえ、新潟市への補助制度の新設を検討する。 ↓ (協議中)

(協議会での発言要旨)

- ・生活援護⇒人工肛門・膀胱装着者ストマ用具代補助、福祉電話の貸与（緊急通報装置）については、黒埼町の制度の適用を。
- ・手当・共済⇒心身障害者扶養共済制度掛金の補助については、黒埼町の制度の適用を。

○ 各種事務事業の取扱い——福祉（高齢者福祉）

細目	新潟市	黒埼町	調整方針案
寝たきり老人対策	家庭奉仕員の派遣 老衰、疾病等で臥床して日常生活に支障がある概ね65歳以上の者のいる家庭で必要とする場合、派遣	ホームヘルパーの派遣 新潟市と同じ	新潟市の制度を適用する。
	寝たきり老人巡回入浴事業 65歳以上の者で、家庭で入浴困難な寝たきり老人に巡回入浴車を派遣	制度なし	黒埼町においても適用する。
	寝たきり老人寝具無料乾燥事業 65歳以上の在宅寝たきり老人 ○年2枚チケット支給	寝たきり老人寝具無料乾燥事業 65歳以上の在宅寝たきり老人等 ○毎月1回分の乾燥券を交付	新潟市の制度を適用する。ただし、合併時に黒埼町の制度を適用していた者については、現行のとおりとする。 ↓ (協議中)